

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○指定納付受託者の指定(四件)

(税 務 課) 一

○知事指定薬物の指定の失効

(薬 務 課) 二

○土地区画整理事業の換地処分届出

(都 市 計 画 課) 二

○土地改良区の定款変更の認可

(仙台地方振興事務所) 二

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

づく指定自立支援医療機関の指定

(精神保健推進室) 二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定自立支援医療機関の指定の辞退

(同) 三

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課) 三

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

三

告 示

○宮城県告示第三百三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目二番一号 京橋エドグラン十三階

PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号

二 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

寄附金(ふるさと宮城寄附金に限る。)

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 指定期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

トヨタファイナンス株式会社 愛知県名古屋市中区牛島町六番一号

株式会社七十七カード 仙台市宮城野区榴岡二丁目四番二十二号

二 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

寄附金(ふるさと宮城寄附金に限る。)

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 指定期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎三丁目一番一号

二 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

寄附金(ふるさと宮城寄附金に限る。)

三 指定年月日

令和六年四月一日
四 指定期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号 楽天クリムゾンハウス

二 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 指定期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

1 化学名（八R）-N、N-ジエチル-6-メチル-1-（チオフェン-2-イル）カルボニル-1-9、10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名：1-T-LSD）

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われる日

令和六年五月十一日

○宮城県告示第三百四十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和六年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

利府町新太子堂土地区画整理事業

二 施行者の名称

利府町新太子堂土地区画整理組合

三 事務所の所在地

宮城県利府町利府字新館九番地

四 換地処分の年月日

令和六年四月二日

○宮城県告示第三百四十二号

富谷北部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年四月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年五月十日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 佐藤 静 哉

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

石橋病院	栗原市若柳字川北堤下二七	令和六年三月一日
------	--------------	----------

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイン薬局 村田店	柴田郡村田町大字村田字反町八二番一	令和六年三月一日
若柳中央薬局	栗原市若柳字川北古川一二二二二	令和六年三月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年五月十日

一 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
しんえい薬局	柴田郡柴田町船岡新栄三一四二二二八	令和五年十二月三十一日
アイン薬局 村田店	柴田郡村田町大字村田字西六二二三	令和六年二月二十九日
南方あやめ薬局	登米市南方町西山成前一三五一一	令和五年十二月三十一日
イオン薬局石巻駅前店	石巻市穀町一四番一一号	令和六年二月十日
みさとまち調剤薬局	遠田郡美里町北浦字船入二二二二〇	令和六年一月三十一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
塩竈市芦畔町三番二の一部、四番一、五番二、五番四、九番二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市青葉区広瀬町四番二十七号
株式会社リライアブル

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和六年五月十日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

一 日 時 令和六年五月十六日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 宮城県産業教育審議会委員及び専門委員の人事について

第二号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

第三号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員の人事について

第四号議案 就学支援審議会委員の人事について

第五号議案 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について

第六号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

第七号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一）